

消防用設備 避難設備、他設置基準表



NISHINIHON BOHSAI  
SYSTEM Co.,Ltd  
http://www.nbs119.co.jp

防火対象物区分		関係法令・設備・区分		令25条	令26条	令28条	令28条の2	令29条	令29条の2		令29条の3		
				避難器具		誘導灯		排煙設備	連結散水設備	連結送水管	非常コンセント		無線通信補助設備
項	分類	用途		2階以上、地階	3階以上、地階	その他	避難口				通路	客席	
1	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場		50人 1	3階以上の階のうち当該階から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていない階で収容十人以上	全部	全部	舞台部床500㎡以上	地階・無窓階1000	道地階のをを 路階のをを 除階のをを に階除 く階が 供階七 され五 る以上 部上上 分を延 有べ六 す千㎡ る以上	全部	無線通信補助設備	
	ロ	公会堂又は集会場											
2	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの											
	ロ	遊技場またはダンスホール											
3	イ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗。その他これに類するものとして総務省令で定めるもの。											
	ロ	待合・料理店その他これらに類するもの。											
4	イ	百貨店・マーケット・その他の物品販売業を営む店舗又は展示場											
	ロ	飲食店											
5	イ	旅館ホテル・宿泊所その他これらに類するもの。											30人 2
	ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅。											
6	イ	病院・診療所又は助産所。											20人 3
	ロ	老人福祉施設・有料老人ホーム・介護老人保健施設・救護施設・更正施設・児童福祉施設・身体障害者更正援護施設・知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設。											
	ハ	幼稚園・盲学校・聾学校又は養護学校。											
7		小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの。											50人 4
8		図書館・博物館・美術館・その他これらに類するもの。											
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの。											
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場。											
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場											
11		神社・寺院・教会その他これらに類するもの。											
12	イ	工場又は作業所											
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ											
13	イ	自動車車庫又は、駐車場		150人 6									
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫											
14		倉庫											
15		前各項に該当しない事業所											
16	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ6項または9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。		全部	1項部分								
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		地階・無窓階又は11階以上	1項部分								
16の2		地下街				延べ1000			延べ1000		延べ1000		
16の3		建築物の地階(16項の2に掲げるものを除く)で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1項から4項まで、5項イ、6項 または9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る)		全部									
17		文化財保護法の規定によって重要文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物。											
18		延長50m以上のアーケード											
19		市町村長の指定する山林											
20		総務省令で定める舟車											

- 1 主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。
- 2 下階に特定用途がある場合、
- 8 地階・無窓階・11階以上
- 3 下階に特定用途がある場合、
- 4 主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。
- 5 地階・無窓階の場合
- 6 地階・無窓階の場合
- 7 2項・3項及び16項のイにあっては2階以上  
当該階の内総務省で定める避難上有効な開口を有しない壁で区画されている場合は、その部分から